

議案第 55 号

損害賠償に係る和解について

次のとおり、三朝町放課後児童健全育成事業の実施に係る西小学校寄宿舎の管理業務により発生した自動車のガラス損壊に係る損害賠償について和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 28 年 6 月 9 日

三朝町長 吉 田 秀 光

1 和解の相手方

三朝町 個人

2 和解の要旨

町は、相手方所有の自動車について、次のとおり原状復旧をするものとする。

（1） 損壊箇所

右後方ガラス

（2） 復旧費用

79,769 円

3 事故の概要

（1） 事故の発生年月日

平成 28 年 4 月 25 日

（2） 事故の発生場所

西小学童クラブ（東伯郡三朝町大字本泉 西小学校寄宿舎駐車場）

（3） 事故の状況

町の職員が、西小学校寄宿舎の中庭で草刈機による作業を実施したところ、偶発的な小石の飛散により、当該施設駐車場に駐車していた相手方所有自動車の右後方ガラスを損壊したものである。